

短期入所生活介護重要事項説明書

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-796-1288

担当 ショートステイ担当

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. みぎわ 指定短期入所生活介護事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	みぎわホーム
所在地	東京都町田市南町田4丁目10番38号
事業所番号	1373200243【従来型】
事業所番号	1373205663【ユニット型】

(2) 施設の職員体制

	常勤【従来型】	ユニット型【空床】
管理者	1名	
医師	1名(非常勤)	
介護支援専門員	1名	
生活相談員	1名	
管理栄養士	1名	
機能訓練指導員	1名(非常勤)	
介護員	4名以上	30名以上
看護職員	1名	3名
事務職員	3名	

(3) 施設の設備の概要

従来型		定員 11名	食堂	1室
居室	1人部屋	7室(1室 14.91㎡)	機能訓練室	1室
	2人部屋	2室(1室 29.16㎡)	談話コーナー	2ヶ所

ユニット型【空床】		利用定員 10名	共同生活室(食堂・談話室 キッチン含む)浴室
居室	個室	88室(1室 10.65㎡)	

3. サービス内容

(1)食事 (2)入浴 (3)介護 (4)レクリエーション (5)健康管理

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、ケアプランを作成しているケアマネージャーにご相談ください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。

(2) サービス利用契約の終了

① お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

③ その他

- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、お客様やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

5.施設利用に当たっての留意事項

- (1)面会:自由、ただし1階受付にある面会簿にご記入ください。
- (2)外出・外泊:事前に指定の用紙にて申し入れをお願いします。
- (3)飲酒・喫煙:喫煙は所定の場所で行いました。飲酒についてはご相談に応じます。
- (4)備えている設備:全館冷暖房・床暖房
- (5)金銭、貴重品の管理:預かり金規定に準じます。それ以外は自己責任にて管理をします。
- (6)宗教活動:他の利用者に影響がない程度をお願いします。

6.サービス内容に関する相談・苦情

- (1)当施設ご利用者相談担当:生活相談員
- (2)その他:当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。
区市町村名:町田市
窓 口:町田市役所 介護保険課 給付係 電話 042-724-4366

7. 当施設の概要

- (1)名称・法人種別 社会福祉法人 南町田ちいろば会
- (2)管理者役職・氏名 施設長 井上 健太
- (3)所在地・電話番号 東京都町田市南町田4丁目10番38号
電話042-796-1521
- (4)定款の目的に定めた事業 ・指定介護老人福祉施設
・高齢者短期入所事業所
・高齢者通所介護事業所
・居宅介護支援事業所
・訪問介護事業所

書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

事業者名 社会福祉法人 南町田ちいろば会 みぎわホーム
短期入所生活介護みぎわホーム(併設型)
特別養護老人ホームみぎわホーム(空床型)
介護保険事業者番号(併設型) 1373200243
介護保険事業者番号(空床型) 1373205663

住所 〒194-0005 東京都南町田4丁目10番38号

説明者

印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護サービス内容についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名

印

年

月

日

利用者の家族等

住所

氏名

印

年

月

日